

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 27（個）第 1 号）

第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成27年 1 月30日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第 1 項の規定により、実施機関に対し、「平成〇年〇月〇日午後〇時頃〇〇〇〇丁目〇〇市道上で私が当事者となった事故の関係書類」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、審査請求人が当事者となった交通事故（以下「本件物件交通事故」という。）に関する書類として、平成〇年〇月〇日に〇〇警察署で受理した物件事故報告書（受理番号 〇〇警察署第〇〇号。以下「本件物件事故報告書」という。）及び本件物件交通事故の当事者（審査請求人及び本件物件交通事故における相手方（以下「相手方当事者」という。））に係るそれぞれの交通事故メモ（以下「本件交通事故メモ」といい、本件物件事故報告書及び本件交通事故メモを「本件対象情報」と総称する。）を特定し、本件対象情報には、条例第14条第 3 号、同条第 5 号及び同条第 7 号の不開示情報に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成27年 2 月13日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成27年 4 月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第 5 条の規定により、広島県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人に係る交通事故メモのうち「当事者の説明」欄が不開示とされているのは、「県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにする」という条例の趣旨に反している。
- (2) 本件物件事故報告書の作成目的と条例の対応関係が不明である。
- (3) 「自動車安全運転センター広島県事務所長」は、実施機関が収集した個人情報とどういった根拠に基づいて収集しているのか。警察官による捜査手続と

交通事故証明書の発行に係る手続は厳密に区分して住民に説明すべきであり、これらがきちんと区分されていれば、開示されるべき情報の範囲は次のとおりである。

ア 審査請求人に係る交通事故メモの「略図」欄、「事故形態」欄及び「当事者の説明」欄

イ 本件物件事故報告書の「当事者」欄、本件交通事故メモの「当事者種別」欄及び「欄外」並びに相手方当事者に係る交通事故メモの「通行目的」欄、「略図」欄及び「当事者の説明」欄

- (4) 物損のみの事故を起こした者が道路交通法（昭和35年法律第105号）違反で起訴された事例がないと推察される中で、「物件交通事故事件の捜査及び道路交通法違反の取締りの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とする理由を明確にすべきである。

世間一般の常識として、物損事故については起訴されない、送検すらされないとされている中で、どのように考えても捜査及び道路交通法違反の取締りの適正な遂行に支障を及ぼす理由は思いつかない。

- (5) 刑事訴追の中で保護すべき公権力側の利益よりも審査請求人が求める住民の権利が優先されるならば、条例第14条第3号の不開示情報を除く部分は全て開示すべきである（同号ただし書に該当する部分も開示）。また、道路交通法違反に係る公訴時効経過後も、同様の部分を開示すべきである。

- (6) 実施機関から、本件対象情報について、裁判所から送付嘱託又は文書提出命令があれば黒塗りなしで提出するが、弁護士法（昭和24年法律第205号）第23条の2の規定による照会では対応できない（提出できない、又は黒塗りする）旨の説明を受けた。

弁護士法による弁護士会照会も法律に根拠を置き開示を求めるものであり、また、行政機関が収集した情報であっても、民事訴訟において被害者救済のためなどに活用されるべき情報もあるはずであるから、条例第14条第3号ただし書イ若しくはロ又は第16条により全部開示を求める。

- (7) 開示しないとした理由の表示（以下「理由付記」という。）の程度について、従前から、不利益処分を行うに際して条文のみを表示した事案については不十分であるとの最高裁判所判例（昭和62年1月22日）がある上に、平成23年6月7日付けで同裁判所が「一般的にも、法令への当てはめだけでなく、処分理由への当てはめも記載すべきである」と示した考え方に則すれば、本件処分は取消しもやむなしとなる案件と考える。

ただし、審査請求人は、今回の事案について、①捜査等に支障がある情報かどうか、②弁護士会照会は法定の制度ではないのか、③「自動車安全運転センター広島県事務所長」なる機関の個人情報の取扱いはどうなっているかが問題であると考えており、無益に時間がかかるのであれば、理由付記に係る主張には固執しない。

- (8) 条例第14条第3号により不開示とした次の項目について、特に異議はない。（上記（6）により全部開示される場合を除く。）

ただし、これらの項目を不開示とした根拠について、条例第14条第3号の不開示情報にのみ該当するのか、あるいは同条第5号又は同条第7号の不開示情報にも該当するのか等、各項目についてきちんと提示すべきところ、自己情報部分開示決定通知書の別紙の記載方法は極めて不親切であるため、た

だちに改善すべきである。

ア 警察職員のうち警部補（同相当職）以下の職にある者の氏名及び印影，
本件物件事故報告書の「運転免許」欄のうち不開示部分及び相手方当事者
に係る交通事故メモ裏面の「同乗」欄

イ 相手方当事者に係る交通事故メモ表面の「取得年月日」欄，「自宅電
話」，「免許証交付」欄，「免許有効」欄，「公安委員会」欄，「免許条
件」欄，「免許証番号」欄，「免許の種類」欄，「勤務先（学校等）」欄，
「車体番号」欄，「初度登録」欄，「車検満了日」欄，「排気量」欄，
「定員」欄，「車両重量」欄，「車両総重量」欄，「長さ」欄，「幅」欄，
「高さ」欄，「使用者」欄，「保険期間」欄及び「保険契約者」欄

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が理由説明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を
行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件対象情報について

(1) 審査請求人は、「平成〇年〇月〇日午後〇時頃〇〇〇〇丁目〇〇市道上で
私が当事者となった事故の関係書類」という本件請求を行った。

このことから実施機関は、〇〇警察署において保有していた審査請求人に
関する保有個人情報を検索し、本件対象情報を特定した。

(2) 物件事故報告書は、物件交通事故の発生、処理状況を警察署長に報告する
とともに、交通事故当事者に対する道路交通法違反等（物件交通事故事件）
の捜査に必要な事項及び自動車安全運転センター（以下「センター」とい
う。）が発行する交通事故証明書の作成に必要な情報を記載したものである。

具体的には、発生日時、当事者の種別、人定事項、自動車の種別、被害程
度、自動車損害賠償保険契約に関する事項等が記載されている。

(3) 交通事故メモは、物件事故報告書の作成に必要な事項及び交通事故当事者
に対する道路交通法違反等の捜査に必要な事項を記載したものである。

具体的には、発生日時、当事者の種別、人定事項、自動車の種別、被害程
度、自動車損害賠償保険契約に関する事項等及びセンターが発行する交通事
故証明書の作成に必要な情報が記載されている。

2 不開示とした部分及びその理由

(1) 本件物件事故報告書の決裁欄のうち不開示とした部分、作成者の氏名及び
印影、「臨場者」欄及び欄外のうち不開示とした部分並びに本件交通事故メ
モの「作成者」欄及び「臨場者名」欄

不開示とした部分には、警部補（同相当職）以下の警察職員の氏名及び印
影が記載されている。

これは特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、かつ、条例第
14条第3号ただし書に該当しない。

よって、条例第14条第3号（開示請求者以外の個人情報）の不開示情報に
該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(2) 本件物件事故報告書の「運転免許」欄のうち不開示とした部分

本件物件事故報告書の「運転免許」欄のうち不開示とした部分には、開示
請求者以外の個人情報記載されている。

当該個人情報、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報ではないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しない。

よって、条例第14条第3号の不開示情報に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(3) 相手方当事者に係る交通事故メモ裏面の「同乗」欄のうち不開示とした部分

同乗者の住所、氏名等は開示請求者以外の個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しない。

よって、条例第14条第3号の不開示情報に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(4) 本件物件事故報告書の「届出」欄及び「当事者」欄のうち不開示とした部分並びに本件交通事故メモ表面の「当事者種別」欄のうち不開示とした部分並びに同メモ表面及び裏面の欄外のうち不開示とした部分

不開示とした部分には、本件物件交通事故事件捜査に関して警察官が事故現場や事故関係車両の状況及び当事者双方から聴取した交通事故の状況等から交通事故当事者の過失の大小を考慮して決定した当事者種別が記載されており、当該不開示部分を開示すると、当事者双方の過失の相対的な大小を推測させることとなり、物件交通事故事件の捜査及び道路交通法違反の取締りの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第14条第5号に定める「犯罪の予防・捜査等情報」及び同条第7号に定める「行政執行情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

(5) 本件交通事故メモ裏面の「略図」欄、「事故形態」欄及び「当事者の説明」欄のうち不開示とした部分

不開示とした部分には、本件物件交通事故事件捜査に関して警察官が事故現場や事故関係車両及び当事者双方から聴取した内容に基づいて認定した事故形態が記載されており、当該不開示部分を開示すると、交通事故当事者の種別（第○当事者及び第○当事者）及び開示請求者以外の当事者の説明内容が明らかになるとともに、当事者双方の過失の相対的な大小を推測させることとなり、物件交通事故事件の捜査及び道路交通法違反の取締りの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、審査請求人に係る交通事故メモ裏面の「当事者の説明」欄については、両当事者の事故状況の説明と事故現場の状況や事故関係車両の状況等を確認した警察官が、審査請求人の説明内容だけを記載せず、両当事者双方の説明を併せて判断した事故形態を、同欄上部の「事故形態」欄から同欄下部の欄外まで続けて記載したものである。

よって、条例第14条第5号に定める「犯罪の予防・捜査等情報」及び同条第7号に定める「行政執行情報」に該当するものと判断し、当該部分を不開示としたものである。

なお、「事故形態」欄は、本来、物件事故報告書の「事故類型」欄に準じた客観的な事故形態を記載するために設けているものであり、相手方当事者に係る交通事故メモ裏面の当該欄については、実際に本件物件事故報告書の

「事故類型」欄に準じた客観的な事故形態が記載されているに過ぎず、条例上の不開示条項に該当しないことから開示しているものである。

- (6) 相手方当事者に係る交通事故メモ表面の「取得年月日」欄、「自宅電話」欄、「免許証交付」欄、「免許有効」欄、「公安委員会（免許の交付を受けた者の区分）」欄、「免許条件」欄、「免許証番号」欄、「免許の種類」欄、「勤務先（学校等）」欄、「通行目的」欄、「車体番号」欄、「初度登録」欄、「車検満了日」欄、「排気量」欄、「定員」欄、「車両重量」欄、「車両総重量」欄、「長さ」欄、「幅」欄、「高さ」欄、「使用者」欄、「保険期間」欄及び「保険契約者」欄

開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しない。また、本件物件交通事故事件捜査に係る情報であり、開示することにより物件交通事故事件の捜査及び道路交通法違反の取締りの適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第14条第3号に定める「開示請求者以外の個人情報」、同条第5号に定める「犯罪の予防・捜査等情報」及び同条第7号に定める「行政執行情報」に該当するものと認められ、当該部分を不開示としたものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、本件物件交通事故に関し、警察官が作成した本件物件事故報告書及び本件物件事故報告書の作成等のために必要な情報を記録した本件交通事故メモである。

実施機関は、本件対象情報の一部について、条例第14条第3号、同条第5号及び同条第7号の不開示情報に該当するとして本件処分を行っているが、審査請求人はこのうち、上記第3の2の(8)のア及びイに掲げる項目について、その主張内容から、開示を求めていると認められるため、当審査会では、これらの項目を除いて不開示情報該当性を検討する。

なお、当審査会において、本件対象情報のうち実施機関が不開示とした警察職員の氏名及び印影を見分したところ、諮問実施機関が上記第4の2の(1)で説明するとおり、全て警部補（同相当職）以下の職に該当する者に係るものであることを確認した。

2 本件対象情報の一部を不開示としたことの妥当性について

(1) 条例第14条について

条例第14条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合に

において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の不開示情報から除くこととしている。

条例第14条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を不開示情報として規定している。

条例第14条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、(略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

(2) 本件物件事故報告書の「届出」欄及び「当事者」欄のうち不開示とした部分

ア 物件事故報告書等について

物件事故報告書は、物件交通事故が発生した際に、当該事故を取り扱った警察官が発生状況等について警察署長等に報告するため、実施機関における通達である「物件事故捜査要領の制定について(通達)(平成25年3月28日付け広交指第333号、広地域第840号)」に基づき作成する文書である。

諮問実施機関は、本件物件事故報告書について、交通事故当事者に対する道路交通法違反等の捜査に必要な事項及びセンターが発行する交通事故証明書を作成に必要な情報を記載したものである旨説明する。

センターは、道路の交通に起因する障害の防止及び運転免許を受けた者等の利便の増進に資することを目的として自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号。以下「センター法」という。)に基づき設立された法人であり、当該目的の達成のため、業務の一つとして交通事故に関する資料の提供を行うこととされている。

具体的には、センター法第29条第5号において、センターは、交通事故当事者等の求めに応じて交通事故証明書を交付する業務を行うこととされており、同法第31条により、センターは当該業務を行うため必要な事項を都道府県警察に照会することができ、この場合において、都道府県警察は当該照会に係る事項をセンターに通知するものとされている。

実施機関からセンターに通知される内容について諮問実施機関に確認したところ、事故の発生日時、場所、天候並びに当事者に係る住所、氏名、生年月日、年齢、車種、車両番号、自賠責保険関係、事故時の状態並びに事故類型等がセンターに通知されるとのことであり、実施機関において物件事故報告書に記載されたこれらの内容を交通事故証明書に転記した後、当該交通事故証明書がセンターに送付されるとのことであった。

イ 不開示情報該当性について

本件物件事故報告書の「届出」欄及び「当事者」欄のうち不開示とした部分には、本件物件交通事故の当事者ごとに付された当事者種別が記載されている。

当審査会において当事者種別の意義等について諮問実施機関に確認した

ところ、物件交通事故によって物の損壊が生じた交通事故当事者ごとに当該事故における過失の大小を考慮して付されるものであり、当該事故を取り扱った警察官により、事故現場や事故関係車両の状況、交通事故当事者から聴取した内容等を踏まえて決定されるものであるとのことであつた。

物件事故報告書の当事者種別が物件交通事故における当事者の過失に係る警察の判断を推測させ得るものとの認識は、広く社会一般に共通して認識された事柄であるとまではいえないものの、物件交通事故の示談交渉や損害賠償を取り扱う保険会社等の事業者であれば、保険金の請求手続等において交通事故証明書を取り扱うことから、当該証明書の元となる情報である物件事故報告書における当事者種別の意味を解し得るものと考えられる。

このため、物件事故報告書における当事者種別が明らかになると、交通事故当事者が自己の加入する保険会社等と物件交通事故に係るやりとりを行う中で当該当事者種別が有する意味を知り、その結果、当該事故に関し、警察が交通事故当事者のどちらの過失が大きいと判断しているかを知り得る可能性がある。

そうすると、一般的に、物件交通事故における過失の大小を知った交通事故当事者が、自己に不利益な状況を覆すための供述を行ったり、あるいは、警察が把握していない事実を隠すなどして、警察の物件交通事故事件の捜査に支障を生じさせるおそれがあることは否定できず、このことは本件処分についても同様である。

したがって、本件物件事故報告書に記載された当事者種別は、開示することにより物件交通事故事件の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められるため、条例第14条第5号の不開示情報に該当し、同条第7号の不開示情報該当性について判断するまでもなく、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 本件交通事故メモの「当事者種別」欄及び欄外の記載内容のうち不開示とした部分

ア 交通事故メモについて

交通事故メモは、物件事故報告書及びセンターが発行する交通事故証明書の作成に必要な事項並びに交通事故当事者に対する道路交通法違反等の捜査に必要な事項を記載したものであり、様式等の定めはなく、あくまで任意の様式により交通事故当事者ごとに作成されるものである。

イ 不開示情報該当性について

本件交通事故メモの「当事者種別」欄及び欄外の記載内容のうち不開示とした部分には、本件物件交通事故を取り扱った警察官が交通事故当事者の過失の大小を考慮して決定した当事者種別が記載されている。

交通事故メモは、物件交通事故に係る捜査の初期段階において、警察官が交通事故当事者双方から聴取した内容のほか、事故の発生状況等を踏まえて総合的に判断し、認定した捜査内容そのものであると認められる。仮に、当初、物損のみの事故として処理されたものであっても、後日、診断書が実施機関に提出され人身事故となった場合や、警察の判断に影響を及ぼし得る新たな事実が判明した場合などには、改めて実施機関による実況

見分等の捜査が必要に応じて実施されることとなるが、交通事故メモは、このような将来における捜査の必要性が生じた場合の基礎資料となるものである。

このため、当事者種別を明らかにした場合、(2)のイにおける判断と同様、一般的に、物件交通事故における過失の大小を知った交通事故当事者が、自己の立場を優位にし、あるいはその立場を維持するため、自己に不利益な状況を覆すための供述を行うなど、警察の物件交通事故事件の捜査に支障を生じさせるおそれがあることは否定できず、このことは本件処分についても同様である。

したがって、本件交通事故メモに記載された当事者種別は、開示することにより物件交通事故事件の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められるため、条例第14条第5号の不開示情報に該当し、同条第7号の不開示情報該当性について判断するまでもなく、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(4) 相手方当事者に係る交通事故メモの「通行目的」欄

相手方当事者に係る交通事故メモの「通行目的」欄には、交通事故当事者の道路の通行目的が記載されており、実施機関は、相手方当事者に係る当該欄の記載内容について、条例第14条第3号、同条第5号及び同条第7号の不開示情報に該当するとして不開示とした。

相手方当事者の道路の通行目的は、極めて私的な事柄であり、特定個人がどのような目的をもって道路を通行していたかという情報は、当該特定個人の個人に関する情報であり、交通事故当事者が通常相互に共有する情報であるとは認め難いため、審査請求人が当然に知り得る情報ともいえない。

したがって、相手方当事者に係る交通事故メモの「通行目的」欄に記載された情報は、条例第14条第3号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書のいずれにも該当しないため、同条第5号及び第7号の不開示情報該当性について判断するまでもなく、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 本件交通事故メモの「略図」欄及び「当事者の説明」欄並びに審査請求人に係る交通事故メモの「事故形態」欄

実施機関は、本件交通事故メモの「略図」欄及び「当事者の説明」欄並びに審査請求人に係る交通事故メモの「事故形態」欄（以下「本件略図等」という。）の記載内容について、条例第14条第5号及び同条第7号の不開示情報に該当するとして不開示とした。

本件略図等の記載内容を不開示とした理由について、諮問実施機関は、交通事故当事者の一方が説明する事故状況等を忠実に記載したものではなく、将来の捜査に資するため、交通事故当事者双方の説明や事故現場の状況等を基に判断した警察官の捜査内容そのものが記載されていることから、開示することにより警察の交通事故事件捜査が阻害されるおそれがあるため不開示とした旨説明する。

当審査会において本件略図等の記載内容を見分したところ、現場に臨場した警察官が、事故現場の状況や事故車両の損傷状況、交通事故当事者からの聴取内容等を踏まえて認定したものと思われる具体的な情報が記載されていることを確認した。

交通事故メモは、前述のとおり、物件交通事故に係る捜査の初期段階において警察官が認定した捜査内容そのものであり、将来における捜査の必要性が生じた場合の基礎資料となるものであるから、本件略図等に記載された内容が明らかになると、一般的に、交通事故当事者が警察官の具体的な認定事項を確認した上で、自己に有利となるよう供述を変更したり、あるいは警察が把握していない事実についての供述を控えるなどして、警察の物件交通事故事件の捜査に支障を生じさせるおそれがあることは否定できず、このことは本件処分についても同様である。

したがって、本件略図等に記載された情報は、開示することにより物件交通事故事件の捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められるため、条例第14条第5号の不開示情報に該当し、同条第7号の不開示情報該当性について判断するまでもなく、これを不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 理由付記について

審査請求人は、本件処分の理由付記について、適用条文のみを表示したものであって、具体的な処分理由が示されていないため不十分であり、取消しもやむを得ない事案である旨主張する。

確かに、本件処分の理由付記については、実施機関が本件処分を行うに当たり根拠とした各条文の一部を引用するのみで、各根拠条文を適用した具体的な理由が示されていない。

当審査会としては、実施機関に対し、今後は、条例第11条第4項に鑑み、不開示決定を行うに際しては、根拠条文のみならず、当該根拠条文を適用する理由を具体的かつ簡潔に記載することを求めるものである。

(2) 適用条文の明示について

審査請求人は、本件処分に係る自己情報部分開示決定通知書の別紙（以下「通知書別紙」という。）の記載方法について、「開示しない部分」欄に記載された各不開示情報とこれに対応する「適用条文」欄に記載された各根拠規定との関係が不明瞭であり、極めて不親切であるから、ただちに改善すべき事案である旨主張する。

しかしながら、上記第4の2に示すとおり、実施機関が通知書別紙の「開示しない部分」欄に記載した各不開示情報について、「適用条文」欄に記載された各根拠規定の全てが該当するものとして本件処分が行われており、適切な明示がなされていると認められるため、通知書別紙の記載方法は不親切でありただちに改善すべきとする審査請求人の主張は当たらない。

(3) 弁護士会照会制度について

審査請求人は、当審査会に対し弁護士会照会制度についての見解を求めていることから、この点について言及する。

本件処分に係る開示請求は、条例第9条に規定する開示請求権に基づき、実施機関に対して保有個人情報の開示を求める制度であり、その開示の可否は当該条例に則って判断されるものである。

他方で、弁護士会照会制度は、弁護士法第23条の2に基づき、弁護士会が、所属する弁護士の申出に基づき、公務所又は公私の団体に照会して必要な事

項の報告を求めるものである。

当審査会は、前者の条例に基づく開示請求に係る開示決定等についての不服申立てを審議するため、広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（平成16年広島県条例第50号）に基づき設置される附属機関である。

したがって、当審査会は、弁護士会照会制度について見解等を述べる立場になく、また、その権限を有しないものである。

(4) 審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
27. 6. 4	・ 諮問を受けた。
27. 6. 5	・ 諮問実施機関に理由説明書の提出を要求した。
27. 7. 24	・ 諮問実施機関から理由説明書を収受した。
27. 8. 4	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
27. 9. 24	・ 異議申立人から意見書を収受した。
27. 9. 25	・ 諮問実施機関に意見書の写しを送付した。
28. 8. 30 (平成28年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 10. 4 (平成28年度第6回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
28. 10. 25 (平成28年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 11. 29 (平成28年度第8回)	・ 諮問の審議を行った。
28. 12. 27 (平成28年度第9回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 1. 26 (平成28年度第10回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授